

「熊本市役所本庁舎に関する市民説明会」 において寄せられた意見・質問

●開催日時

令和2年2月1日～15日（内10日）

各区役所で昼・夜開催

●開催場所

市役所14階大ホール、東区役所、西部公民館、

アスパル富合、植木文化センター

●意見・質問の内訳

分類	意見・質問の数
1. 平成29年度の調査に関する議論について	43
2. 基礎杭や地下連続壁の効果について	14
3. 市の財政、庁舎の整備費について	34
4. 庁舎整備について	41
5. 市民説明会について	23
6. 今後の進め方について	28
7. その他	24
合計	207

1. 平成29年度の調査に関する議論について

No.	質問 意見	内容	市の回答
1-1	意見	震度6が2回来た熊本地震にも耐えたのになぜ建替えないといけないのかが分からない。 ※同趣旨の意見がこの他に2件あり	
1-2	質問	本庁舎は2回の大きな地震を受けて問題がなかったが、H29年の性能評価では逆の結論になっているのはなぜか。	平成29年度の調査結果は、現行の建築基準法等に基づいた計算方法で解析を行った結果、耐震性能が不足しているという結果になったもの。 なお、資料に記載の通り、この耐震性能評価の際に、過去の地震に耐えたことをもって耐震性ありと評価する規定はない。
1-3	質問	高さ60m超の建物は耐震診断は不要ではないか。	平成25年度に一定の規模・用途の建築物に対して耐震診断が義務付けられている。ただし、本庁舎のような高さ60m超の建築物は建設時に大臣認定を受けており、耐震診断の義務はない。しかし、熊本地震も経験していることから、改めて現行の建築基準法を満たしているか耐震性能調査を行ったところ、耐震性能が不足しているという結果となった。それをそのまま放置してよいか否かは、皆様と一緒に考えていかなければならないと考えている。
1-4	意見	建築基準法は既存の建物に適用するものではないので、これを根拠に建替えをするのはおかしい。 ※同趣旨の意見がこの他に1件あり	建築基準法は建築を行う際に適用されるということは事実であるが、耐震改修や地下の機械設備の移設を行う場合にも法手続きが発生し、現行の建築基準法を満たす必要が出てくる。 また、今後起こり得る災害（大規模地震）に対応していく責任もあり、そのためには建築基準法を当然クリアしないと考えている。
1-5	質問	告示波での検証は、新築時に必要となるものであり、既存の建築物に対しては必要無いのではないか。	H29調査では、現行法の耐震性能があるかの確認を行った。本庁舎のような高さが60mを超える建築物については、国が指定する機関が耐震性の有無の判定を行うが、その機関に確認したところ、告示波での検証は必須との見解であった。
1-6	質問	建築基準法の何条に抵触しているから現行の建築基準法に適合していないと言っているのか。	建築基準法第20条やそれに基づく施行令や指定性能評価機関の業務方法書に基づき耐震性能の評価を行った結果、耐震性能不足という結果となったもの。
1-7	意見	層間変形角の1/100という基準は法律には書かれておらず、指定性能評価機関の基準である。指定性能評価機関の基準は法律ではないので、現庁舎は現行基準を満たしていないとは言えない。	建築基準法第20条やそれに基づく施行令や指定性能評価機関の業務方法書に基づき耐震性能の評価を行った結果、耐震性能不足という結果となったもの。
1-8	質問	建築基準法上、現庁舎の耐震性がどのような位置づけになると考えているのか。	現庁舎は建設時に適法に建てたものであるため、違反建築物ではない。既存不適格という位置づけになる。
1-9	意見	現庁舎の耐震性は、防災拠点施設の基準を満たさないのであって、一般施設としては基準を満たしているはずだ。	高さが60mを超える建物であるため、防災拠点と一般施設の耐震基準の違いはない。H29調査において、現行の建築基準法が求める耐震性能を満たしていないという結果が出たことから、防災拠点としても一般施設としても耐震性能が不足しているということになる。
1-10	質問	現行の建築基準法の耐震性能を満たさず、築38年で建て替えることになり、70年間使用できなくなった責任はないのか。	長寿命化を行い、施設の寿命を70年に伸ばすという考えのもと、耐震性能の調査を行ったところ現行の耐震性能基準を満たしていないことが判明したものの。調査結果を受けての判断である。

No.	質問 意見	内容	市の回答
1-11	質問	「告示波」「サイト波」「観測波」という専門用語の意味が分からないので教えてほしい。 ※同趣旨の質問がこの他に1件あり	「告示波」は阪神淡路大震災を受けてH12年に建築基準法の中に定められた地震動、「サイト波」は建設地周辺の断層を考慮して今後起こる地震動を想定して作成する地震動、「観測波」は過去の地震記録で、H29の調査では国内や海外の地震記録と熊本地震の前震と本震、合わせて5つの観測波を用いて解析している。
1-12	質問	平成29年度の解析はどのような想定をしての解析か。 ※同趣旨の質問がこの他に1件あり	12種類の地震波を用いて、建物に最も影響の大きい方向から地震動をあてて解析している。 また、基礎杭については、建物の地上部分が地震で揺れてそれが基礎杭に伝わる力、地盤そのものが地震で揺れる力、この2つの力を想定しての解析
1-13	質問	今後、告示波のような地震が起こる確率が低いのなら解析は要らないのではないか。	耐震性能を評価する、国指定の評価機関に確認したところ、告示波での検証は必須であるということの確認を得た。
1-14	意見	参考人の話で、告示波に代えてサイト波での検証が可能とあるが、個人的には告示波はそのままちゃんと使って、告示波で基準値0.01以下になるような耐震改修工事を行うべきだと思う。	
1-15	質問	基礎杭が折れるという解析の計算過程を情報開示してもらえるか。	情報開示は可能。
1-16	質問	致命的な損傷を受ける基礎杭は、高層部直下でない場所であるから、問題ないのではないか。	高層部直下にも致命的な損傷を受ける基礎杭はある。また、本庁舎は高層部と低層部が一体となった構造になっているので、低層部のみ致命的な損傷があるから問題ないとはならないと考える。
1-17	質問	議会では、耐震性能ありという意見と、耐震性能なしという意見があっているが、それについてはどうか。	議会において、杭の密集配置や地下連続壁の効果があるのかについて調査をしてほしいという意見があったため、今回、この効果を含めた耐震性能の調査を行うこととしている。
1-18	質問	耐震性があるという参考人の意見をもう少し尊重すべきだと思う。 参考人Aの提案についてどう考えているのか。 ※同趣旨の質問がこの他に1件あり	平成29年度調査では杭や地下連続壁の効果を定量的に算出するのは難しいということで、その効果を考慮せずに解析をした結果、耐震性能不足と判断したところ。ただ、参考人の意見及び議会からの地下構造物の効果を考慮した耐震性の調査をしてほしいとの意見を受けて、更なる調査を実施する予定である。
1-19	質問	参考人Bの意見に対する市の意見は資料に出てこないが、市は参考人Bの意見は100%受け入れているのか。	参考人Bについては、平成29年度の調査結果は概ね妥当という見解をいただいている。この説明資料は特別委員会での議論の内容を説明したものであり、委員会で出た議論を示した結果このような内容の資料となったもの。
1-20	質問	平成30年に意見を聴いた4人の学識経験者と、令和2年に招聘した2人の参考人の選定理由は。	平成30年の4人のうち3名は熊本の方で、県内の耐震性の建築物の耐震性能を評価する機関に所属されている方。もう一人は、東京理科大学の工学部の建築家の先生で、国の指定性能を評価する機関に所属している方。参考人Aの方については、特別委員会の委員からは是非招致したとあって招致された。参考人Bは意見聴取をしましたが、改めて来ていただいた。

No.	質問 意見	内容	市の回答
1-21	質問	参考人2人に意見を聞いているが、この方々以外の有識者からの意見聴取はないのか。 ※同趣旨の質問がこの他に2件あり	平成30年に4人の学識者に意見を聴取し、H29調査の結果は妥当という見解をいただいている。この4人は熊本の耐震診断を行う機関に所属されている3人と、参考人Bとして再度招致した国の指定性能評価機関に所属の学識経験者1名である。参考人Aを含めると計5人の学識者から意見を聴取しているため、現段階では、新たな専門家に意見を聞く予定はない。
1-22	質問	県庁が昭和42年、市役所が昭和56年に建築されており、熊本県庁の方が市庁舎よりも古いのに建替えの話にはなっていない。その理由は何か。 ※同趣旨の質問がこの他に2件あり	県庁は平成14年に耐震改修を行っている。市役所は高さが60mを超える超高層建築物であるため、建設当時にその構造について大臣の認定を取得しており、この大臣認定を受けた建築物は耐震診断の義務の対象でなかったことからこれまで耐震診断をしていなかった。 平成29年の調査の際に初めて現行の建築基準法で耐震性能評価を行った結果、基準を満たさないことが判明した。
1-23	意見	ホテルなどは熊本地震で柱などに損傷を受けたが、補修して今も使っている。本庁舎も耐震壁を設ければいい。	
1-24	意見	神戸市役所は地震があった後、壁にひびが入っているが、それでも建替えをしていない。ひびが入ったとしても改修して使用することも可能ではないかというような考えだと思う。	神戸市は庁舎を使い続けるため、告示波、長周期波で解析を行い、どちらの地震動に対しても基準値をクリアすることを確認した上で庁舎が使われている。
1-25	意見	市役所を建替えなければならないのなら、この周辺のビルはみんな建替えなければならないと思う。	
1-26	意見	300年～400年に一度の地震が、今後30年の間に来るとは思わない。	
1-27	質問	耐震性能の調査をしたのは1社か。	耐震性能の調査をしたのは1社である。ただし、平成29年度の調査後、平成30年度にその調査結果について4人の学識経験者に検証していただき、概ね妥当であるという見解をいただいたところである。
1-28	意見	本庁舎が耐震不足であれば、何かしらの対策は必要だとは思いますが、なぜそれがすぐ建替えに結びつくのかわからない。	平成12年の改正後を踏まえた現行の建築基準法で耐震性能の評価を行い、基準を満たさないという結果となった。 建築基準法は建築を行う際に適用されるものであるが、耐震改修や地下の機械設備の移設を行う場合にも法手続きが発生し、現行の建築基準法を満たす必要が出てくる。 現行の基準を満たすためには杭が損傷を受けないように対策をする必要があり様々な手法を検討したが実現困難であったため、耐震改修は困難と判断した。 このような流れから建替えという議論になった。
1-29	質問	改修ができないのは、杭の補強が困難であることが理由か。	平成29年度の調査結果では、杭の補強をする際に地下の設備が干渉すること、道路を通行止めにするなどにより実現困難との結果であった。しかし、学識経験者からの意見も吹聴まえ、基礎杭や地下連続壁の効果等を踏まえた耐震性能の検証をもう一度実施しようと考えているところ。

No.	質問 意見	内容	市の回答
1-30	質問	調査結果については、議会でも賛否両論あっているのでは。	議会でも議論があっており、今後、基礎杭や地下連続壁の効果等を踏まえた耐震性の検証を行う。調査すべきところは調査したいと考えており、ご理解いただきたい。
1-31	意見	設備が老朽化していると言っているが、それは劣化が深刻化しないよう毎年計画的に補修すればよいではないか。	本庁舎だけでなく、市の施設は、これまでは不具合が出てから修繕する事後保全で対応していたが、今後は、計画的にメンテナンスをして建物の寿命を延ばしていこうと考えている。このH29の調査はちょうどその考え方の移行の際に行ったものであり、調査の結果、劣化が進行していたことが発覚したものの。
1-32	意見	今後地震を受ければ、老朽化した給排水設備からの漏水により地下の主要な機械設備が水浸しになることで建物は機能しなくなる。よって、建替えには賛成。	
1-33	意見	なぜ今頃アスベストの話を出すのかわからない。	

※ 合計で43件の意見・質問が寄せられた。

2. 基礎杭や地下連続壁の効果について

No.	質問 意見	内容	市の回答
2-1	質問	平成29年度の解析には、地下連続壁の効果は加味しているのか。	平成29年度の調査は一般的な解析手法で行ったことから、地下連続壁の効果は加味していない。今後、地下連続壁等の効果を含めた耐震性能の検証を行う予定である。
2-2	質問	現行の建築基準法の耐震性能を満たしていないと断言されていたが、杭や地下連続壁の効果を加味しない結果をもとにしているの、耐震性能を満たしていないとは言えないのではないか。	平成29年度に杭や地下連続壁の効果を見込んでいなかったのは、一般的な計算方法ではその効果を考慮するのは困難ということだったからである。しかし、今年度にその効果を解析に組み込んでいいのではないかという意見があったため、もう一度その効果について検証を行うことになったもの。
2-3	意見	専門家の中には、告示波が既存の建物の検証に使うものではないことや、地下の連続壁を考慮すれば、出てくる答え（応答値）は半分以下になることを主張している人もいるが、これを考慮すれば、耐震基準を満たすのではないのか。	本庁舎の地下には基礎杭を囲むようにコンクリートの土留め壁が存在している。H29の調査の際は、これが建物と接合していないこと等から構造計算に考慮していなかったが、市議会での議論を踏まえて、この効果についてこれから調査を行う予定。
2-4	意見	この前別の会合で建築の専門家が、本庁舎の周りには頑丈な杭があるので耐震性は十分であると言っていたが、今日の説明は全く逆の内容であった。	本庁舎の地下には基礎杭を囲むようにコンクリートの土留め壁が存在している。H29の調査の際は、これが建物と接合していないこと等から構造計算に考慮していなかったが、市議会での議論を踏まえて、この効果についてこれから調査を行う予定。
2-5	意見	基礎杭の周りをコンクリート壁が囲んでいるのに杭が折れるという意味が分からない。新たに連続壁等の効果に関する調査をすると言っているが、3千万円もかけて調査しなくても杭が折れないのは明らかだ。	平成29年度の調査では、時刻歴応答解析の一般的な方法で耐震性能評価を行ったものであり、工事施工用の土留め壁である地下連続壁の効果を定量的に評価する手法が確立されていなかったことから、これを考慮していなかった。しかしながら、市議会でもっと詳細に検証すべきとの意見があったことから、今回新たに調査を行うもの。
2-6	質問	基礎杭や地下連続壁の効果等を踏まえた耐震性能の検証をする理由は。	平成29年度の調査結果で今後想定される地震動で基礎杭が破損する恐れがあるとの結果であったが、市議会での意見など踏まえ再度検証をすることとなったもの。
2-7	質問	地下構造物の効果について、調査・検証するとの事だが、計算方法が確立されていないのであれば、コンサルタントを募って、調査・検証しても意味のある結果は出ないのではないか。	我々がこれまで調べてきた中では、この地下構造物の効果に関する一般的な計算方法は確立されていないとのことであった。ただそれでも、何等かの形で計算できる技術力を持った業者がいるのではないかとということで、今回、広く公募をしようと考えている。
2-8	質問	何社か調査をやる必要があると思うがいかがか。	これから杭の密集効果や地下連続壁の効果などについて検証をやっていく。これについては、幅広く国内の業者に公募したいと考えている。
2-9	質問	今後実施予定の耐震性の調査・検証は、具体的にどの業者に頼んで、どのような検証をやっていくのか。	地下構造物の効果に関して参考人が提案した内容を公開し、この提案について計算・解析できる全国のコンサルタント等が参加できるよう公募する方向で考えている。

No.	質問 意見	内容	市の回答
2-10	意見	今回の解析が地下連続壁を考慮していない解析であれば納得いかないので、きちんと調査してほしい。	既存の地下連続壁は基礎杭をすべて覆っているわけではない。 平成29年度調査では異なる地層が交互に重なっていて、地震が起きた際には強制変形が起こり、杭が破損するという結果であった。 来年度行う調査では、この地下連続壁の効果も考慮して耐震性能の調査を行う予定。
2-11	質問	基礎杭等の効果の調査はいつから始めて、いつ頃結論が得られるのか。 ※同趣旨の質問がこの他に1件あり	この調査費用について2月の補正予算に計上し、それから6カ月となるので、調査結果が出るのは令和2年の秋ごろになるのではないかと見込んでいるところ。
2-12	意見	今後の調査を行う際は、これまでに意見を聞いた有識者以外から意見を聞いてほしい。	調査はコンサルタントに委託をする予定。その中で国指定の性能評価機関に意見を聞きながら調査を行う予定。
2-13	質問	調査・検証の結果が出た後どのように対応するのか。	調査検証と並行して庁舎整備の検討も進めていく。 調査検証の結果が出た際には、その内容を踏まえて、議会も含めて判断していくことになると思う。

※ 合計で14件の意見・質問が寄せられた。

3. 市の財政、庁舎の整備費について

No.	質問 意見	内容	市の回答
3-1	質問	400億円もの庁舎建替えをやる財源はどこにあるのか。市の財政は大丈夫か。財政調整基金もほぼない状況と聞いている。 ※同趣旨の質問がこの他に4件あり	設備のみ改修と移転建替えを比較すると、年平均本市負担額は移転建替えが低くなり、今のところ移転建替えが経済的と判断している。 また、市の財政については、中期財政見通しを示させていただいており、借金の額は総務省で示されている基準値と比べても十分大丈夫と説明している。 また、令和8年以降は借金の総額自体も減る傾向にあると見込んでいる。 なお、公共施設の更新や長寿命化に係る費用のため、財政調整基金とは別に基金を積み上げている。
3-2	質問	熊本市はどれくらい借金があるのか。 ※同趣旨の質問がこの他に1件あり	平成12年3000億円ほどの借金があったものを平成29年2100億円ほどになっている。しかし、毎年出している中期見通し（今後5年間の見通し）では、熊本城ホールの建設などにより借金が増える見込みとなっているが、平成12年度のような大きな借金とはならないと想定している。また、本庁舎建設にかかわる費用についてもこの中期見通しの中に計上されており、本庁舎の建設により市の財政が悪化するということにはならないと考えている。
3-3	意見	市庁舎建替えにより市民の負担がどれだけになるのかをもっと正確に説明すべき。 ※同趣旨の意見がこの他に1件あり	
3-4	質問	設備のみ改修と移転建替えの費用について説明してほしい。 また、実際の契約額では、設計額の15%程度下がると思うが、それも考慮してあるのか。 ※同趣旨の質問がこの他に3件あり	設備のみ改修と移転建替えの費用について説明。 実際の契約額は設計額より下がる場合があるが、現段階では設計額で試算している。
3-5	質問	設備のみ改修や移転建替えの費用比較については、期限の切り方でその大小関係が変わるのではないかと。設備のみ改修の事業期間を32年、移転建替えの事業期間を75年としているが、現庁舎が30数年で建替えなければならないと言っている以上、移転建替えの事業期間は75年ではなく30～40年で考えるべきではないかと。 ※同趣旨の質問がこの他に3件あり	期限の切り方によって大小関係が変わるのは事実であるが、市として有利な財源を利用することができるのは今しかないという点では、同じ建替えを考えた場合、現在が有利であると考えている。 また、ここで示しているのは、現在から改修や建替えを行った後に建物の寿命（70年を想定）が終わるまでの間ということによって統一し、32年と75年と設定した。
3-6	意見	設備のみ改修が439億円で済むのに対し、移転建替えは倍以上の869億円必要となり、市税が1,100億円の自治体にとって、巨額の負担であるということは否めない。移転建替えの方が安いという主張には無理がある。	
3-7	意見	耐用年数を延ばしたほうが年間のランニングコストは安くすむと思う。	
3-8	意見	建替えか改修かの判断がしやすいよう、設備のみ改修、現地建替え、移転建替えの3つの案の場合にかかる費用と市民への負担を比較できるような表があった方がいい。	
3-9	意見	建替えを基本にし、将来に渡っての本市の負担を低減するよう検討していくことは理解できた。	
3-10	質問	合併推進事業債を本庁舎に活用していいのか。	国（総務省）に確認をとり、活用できると聞いている。

No.	質問 意見	内容	市の回答
3-11	質問	合併推進事業債の活用といっても国の税金なのではないか。	国からの財政支援についても、国全体で考えれば国民の税金であるので、少なく抑えるよう土地の利活用なども含め市の財政負担を減らしていきたいと考える。
3-12	質問	合併推進事業債とは起債であり、全額返済しないといけないのではないのか。	合併推進事業債とは起債であるが、起債を返還していく際に40%の交付税措置があり、市の財政にとって有利である。
3-13	質問	合併推進事業債の効果はどの位か。	補助金、合併推進事業債の交付税措置を併せた額で、設備のみ改修は約11.5億、移転建替えは約117億と試算している。
3-14	質問	委員の意見として、1年遅れると約30億円負担が増えるとのあるが、どういう意味か。 ※同趣旨の質問がこの他に2件あり	合併推進事業債の期限は2024年度までであり、期間を過ぎただけこの財源が活用できず、国からの補助を一年あたり約30億円もらえなくなることから市の負担が増える見込み。
3-15	質問	跡地や余剰床の利活用の収入は70年一括か分割か。	今回の試算は分割で試算している。
3-16	意見	建替えの判断の根拠として、建設費や合併推進事業債の金額など数字が独り歩きしているように思える。	
3-17	質問	借金をして建替えを行うのか。	市のいろいろな施設が大規模改修時期を迎えることから、昨年度から基金を積み立てているところ。 また、庁舎のように長く使用するものについては、世代間の公平な負担として起債制度がある。
3-18	質問	現在の法律では、民間と連携しての庁舎整備は可能か。	他都市の事例もあり、可能と考える。
3-19	質問	跡地や余剰床の利活用による財源確保の内容を教えてください。	今回の試算では、活用する土地として現庁舎と花畑町別館跡地を想定し、そこを貸しての収益として試算している。 収入は、整備案Aは、跡地（現庁舎、花畑）で274.8億、整備案Bは、跡地（現庁舎）で201億、余剰床（花畑）で51.6億、整備案Cは、跡地（現庁舎一部）103.4億、余剰床（花畑）で22.2億と試算している。
3-20	意見	市にはお金がないので、分相応の対応をすべき。	
3-21	質問	一般家庭が家を建てるために生活費を節約するのと同じように、建設費捻出のために職員の給料をカットしなければならないとしたら建替えに賛成するか。 ※同趣旨の質問がこの他に1件あり	調査結果で耐震性がないことが分かったので、この結果について市として責任を持って対応する必要があると考える。

※ 合計で34件の意見・質問が寄せられた。

4. 庁舎整備について

No.	質問 意見	内容	市の回答
4-1	意見	現在、全ての部署が現庁舎に収まっていないので、新庁舎を計画する際は、全ての部署が収まるようにしてほしい。	
4-2	質問	区役所は5区役所あるのに、新たに大きな本庁舎を作る必要があるのか。人口は減っていくのに職員だけ増えていくことにならないか。	現庁舎が約40,000㎡で計画面積が約52,000㎡というのは、これは民間ビルの賃借を解消することと、一人当たりの必要面積を国交省基準で算定した結果である。これについては、今後、人口減少や技術革新等も踏まえて検討していきたい。
4-3	意見	今後、人口減少などにより役所の仕事が減り、民間委託などで庁舎の必要面積は減ると考える。	人口減少社会、技術革新など、仕事のやり方、働き方も変わってくると思う。 本庁舎の必要面積は、現状から想定しているが、将来を見据え余剰床が出てきた場合、例えば貸せるようフレキシブルに変更できるような工夫を検討していくことは必要と考える。
4-4	意見	熊本県庁やこの前視察に行かれた他都市の事例のように防災拠点を本庁舎とは別棟で建てた方がいい。	
4-5	意見	災害対策本部を消防局にもっていくと、中央区役所の建設のみ行えば、本庁の建替えは必要ないと思う。	災害時は災害対策本部だけではなく、市役所のその他の各部署も対策部として機能する。これらの各部門が連携し、全体として動けるようにする必要があると考える。
4-6	意見	建て替える場合は、本庁舎と中央区役所を分けた方が、分かりやすく、人の流れもスムーズになると思う。	
4-7	意見	本庁の機能を各区役所に分散させたらどうか。そうすれば、本庁舎は小さくて済み、経費が半分以下で済むのでは。 区役所などを有効活用してもらいたい。	庁舎の規模については、今後の行政の在り方や本庁と区役所の役割、人口減少社会も踏まえ、適切に検討していく。
4-8	意見	北部などに書庫や本庁の機能の一部を持ってくるといいのではないか。	
4-9	意見	防災の問題。危機管理を各区などに分散して対応した方が経済的、効率的で安全性も増すと考える。	
4-10	意見	建替えをするかどうかの議論をするあたって、どの程度の耐震性能を庁舎に求めているのかというビジョンがないといけないのでは。	最低でも、現在の建築基準法で求められている震度6強以上の地震には耐えられる耐震性能は必要であると考えている。
4-11	質問	災害対策本部が3階と5階に分かれていることで、どのような支障があるのか。	熊本地震の際に自衛隊や他自治体の応援等を受け、フロアを分けて対応を行わざるを得ず、一刻を争う状況の中、情報の伝達・共有に支障が生じた経験から、同一フロアでの対応のほうが機能を十分発揮できるのではないかと考えている。
4-12	質問	水害のときはどう対応するのか。	例えば地下にある設備を浸水しない階に移設する。また、人員については事前の予報に応じた対応をしたいと思っている。
4-13	質問	白川は改修を行っているのに浸水するのか。 ※同趣旨の質問がこの他に2件あり	ハザードマップを参考に浸水高を整理している。 白川については河川改修工事が完全に完了しているわけではなく、ダムが完成しても、白川の水量が想定水量に達した場合には越水する可能性がある。

No.	質問 意見	内容	市の回答
4-14	質問	災害に強い庁舎という目標を掲げているにもかかわらず、なぜ整備案の候補地は浸水する土地を選んでいるのか。 ※同趣旨の質問がこの他に1件あり	整備案については市有地のなかで一定規模以上建築できる土地であり、職員約2700人が働く市役所が移転する場合の中心市街地、中心商店街等に与える影響等も考慮しながら、案として提示させていただいた。地震は予測できないが、大雨は予報で予測できるため、事前に出勤し災害対応の準備ができる。ただこれは決定したわけではなく、他の場所を排除したわけではないので、来年度以降検討を進めていきたいと考えている。
4-15	質問	災害では、地震より洪水の方が発生の可能性が高いと思う。 白川公園の横には白川がある。白川公園を候補地とした理由は。また、一か所に建て替える必要はないのでは。	候補地はあくまで現在の想定で選定している。建設地については、全市的な議論として来年度以降検討していきたいと考えている。分棟についても検討をいく。
4-16	意見	整備案B（白川公園、花畑町別館跡地活用案）がいいのでは。	
4-17	意見	白川公園は市民の憩いやイベントで活用される公的施設であり、緊急避難場所としての価値が非常に高いところであるので、白川公園に庁舎を建てることには反対。 ※同趣旨の意見がこの他に1件あり	整備案については市有地のなかで一定規模以上建築できる土地であり、職員約2700人が働く市役所が移転する場合の中心市街地、中心商店街等に与える影響等も考慮しながら、現在の3案が出てきたところ。ただこれは決定したわけではなく、他の場所を排除したわけではないので、来年度以降検討を進めていきたいと考えている。
4-18	意見	白川公園に建てた場合、代替の公園がどこかに必要だと思う。	
4-19	意見	白川公園を廃止して庁舎を建て、また別の場所に代替の公園を作るのは、持続可能な開発だとは思わない。	
4-20	意見	白川公園に庁舎を建替えたなら国道3号は更なる交通渋滞になるのではないかと。 ※同趣旨の意見がこの他に1件あり	白川公園に建替えた場合は交通渋滞の問題はあるかと思う。但し、今回の候補地はあくまで想定であり決定ではないことは理解いただきたい。
4-21	質問	建替え候補地として辛島公園、旧産文会館跡地はどうか。	今回の候補地はあくまで現段階での想定であり決定ではないことを理解いただきたい。
4-22	意見	市民会館は、隣に熊本城ホールがあるため用途が重複しており、築年数も53年である。 建替え候補地として、市民会館はどうか。	
4-23	意見	本庁舎・議会棟の建替え候補地として、熊本競輪場はどうか。	競輪場については、地震後の補修工事で再開する予定であったが、工事費用が大幅に増額したことから、改めて検討進めさせていただくこととしている。建替え候補地については、次の議論として、建替えるべきか否かそこについて整理させていただきたい。
4-24	意見	庁舎の候補地として、西区や南区なども議論してほしい。南と西が一番熊本市で遅れている。	
4-25	意見	白川の左岸側は浸水しないので左岸側を検討してほしい。	現在示している案は決定したのではなく、他の場所を排除したわけではないので、来年度以降検討を進めていきたいと考えている。

No.	質問 意見	内容	市の回答
4-26	質問	整備案について、なぜ街なかにかこだわるのか。交通の便がいいという話はあるが、庁舎には車で行くことが多い。 代替案として、水前寺江津湖公園（旧市立体育館跡地）や熊本市立図書館、市総合体育館、市民病院跡地など、現在の市役所ほどはなくても公共交通機関で行けて、駐車場にも余裕があるところは候補地として議論されていないのか。	中央区役所については中央区にある必要があり、市民の方が多くこられるので利便性が高いのは現在地周辺かと思う。 本庁舎については、他の土地も検討し、例えば市民病院跡地は約13,500㎡程度あるが、本庁舎の規模を確保するのは困難であり、今回の対象地から外れたという経緯はある。
4-27	意見	市役所でまちの賑わいを確保するという手法は間違っている。市役所がいなくなっても違う施設を持ってきて市街地を発展させるというのが市役所の仕事である。区役所は分かるが、本庁舎を中心部に置いておく理由はないと思う。	
4-28	意見	現庁舎は周辺を建物に囲まれており、電車通りにも面している。また、庁舎の前には車を5、6台程度しか停めるスペースがないことから、災害処理に困難をきたすと思われるため、建て替えには賛成。	
4-29	意見	建て替える際には、敷地内にいろいろな活用ができる広い広場を設けてほしい。	
4-30	意見	新庁舎も県都にふさわしい威厳のある建物を望む。	
4-31	意見	現庁舎の土地は、市庁舎として使うにはもったいない。ホテルを建ててはどうか。	跡地や余剰床の利活用の手法については、未だ具体的な検討は行っていないが、今後検討を行っていく。
4-32	意見	仮に市役所が別の場所に移転した場合、現庁舎の建物を解体せずに民間に賃借すれば、解体費用等が不要となるため財政の負担低減になるのではないかと。違反建築物ではないので、それは法的に可能だ。	確かに違反建築物ではないが、現行の耐震基準を満たしていないことが分かっている建物を貸すということが行政が行う行為として適切だとは思わない。
4-33	意見	県庁は建替えを行わずに耐震改修し、別棟の防災拠点をつくる。県立美術館別館も旧県立図書館を改修して使っている。今あるものをできるだけ使うというのが世界的な流れであり、本庁舎もその方がいいと思う。	
4-34	意見	現庁舎に設置されている郷土の芸術家の作品や肥後六花のドアノブ、デザインされた床面・壁面等を一部だけでも保存してもらいたい。	
4-35	意見	本庁舎を含めた公共施設のマネジメントを今後どう行っていくのか、また、新しい働き方を踏まえた必要床面積はどの程度なのか等について、特別委員会だけでなく市民・民間・経済界と議論する場を設けてほしい。	
4-36	意見	フランス視察で学んだ交通政策を踏まえ、本庁舎の検討をしてほしい。	

※ 合計で41件の意見・質問が寄せられた。

5. 市民説明会について

No.	質問 意見	内容	市の回答
5-1	意見	説明会をもう少し多く開いてもらいたい。	
5-2	意見	説明会の回数が全部で10回では少ないのでは。10回なら市長が来て説明していいのでは。	
5-3	質問	前回の説明会（6月・7月開催分）の参加人数は。	前回は、平成29年度の調査結果について開催しており、約260名参加いただいている。また、約9割が概ね理解できたと回答をいただいている。
5-4	質問	今回（2月開催の10回）の説明会の参加人数は何人か。	240人
5-5	意見	もっと多くの市民から意見を聞いていかなければならないと思う。もっと多くの人が集まるようにし、市長が出てきて、市民が納得するまで説明をしなければならない。	
5-6	質問	出席者に市の職員が多くいると思うが、職員に事前に説明はしないのか。	市全体の職員に対しては、説明はやっていない。特別委員会等で関係する部署については、共有している。いただいたご意見を踏まえ、職員への周知を図ってまいりたい。
5-7	質問	説明会の結果についての周知はどのように行うのか。	議会に報告する。また、市民の皆様に対しては、説明会の結果及び説明会でいただいた意見について趣旨を踏まえ要約したもののホームページに掲載し、お知らせする予定。
5-8	意見	説明会の周知が足りなかったのでは。 ※同趣旨の意見がこの他に2件あり	市としては、市政だよりも含め、行政から伝えられる手法は活用して周知を行った。また、マスコミでも取り上げていただいていたところであったが、参加人数が少なかったことは残念であり、周知の手法も検討していかなければならないと考える。
5-9	意見	説明会の終了時間を縛らないでほしい。	
5-10	意見	今日の説明は専門的過ぎて、理解できている参加者はとても少ないと思う。もっと分かりやすい説明をお願いしたい。 ※同趣旨の意見がこの他に1件あり	
5-11	意見	この説明会で出た市民の意見はどのようなかたちで議会（特別委員会）に伝えるのか。 また、市長にも市民の意見がそのまま伝わるようにしてほしい。 ※同趣旨の意見がこの他に1件あり	この説明会でいただいた意見については、一言一句伝えることは難しいが、取りまとめて、委員会に報告する。
5-12	質問	説明会で出た意見の内容は、市の内部のどこまで情報が上がっていくのか。	議会、特別委員会に皆様のご意見を報告する。 また、議会への報告前には、当然市長まで説明する。
5-13	意見	説明会に市長が来ていないので、市民の意見が市長へ十分伝わらないと思う。	
5-14	意見	市長が説明会に来て、もっと市民の意見を聞くべき。 ※同趣旨の意見がこの他に2件あり	市長は別件の公務等があるので、当課が市を代表して説明させていただいている。
5-15	意見	この説明会で出た市民の意見を、そっくりそのまま市長に伝えるようにしてほしい。	この説明会でいただいた意見については、一言一句伝えることは難しいが、取りまとめて報告する。
5-16	質問	市民説明会の市民の意見の記録は示さないのか。 示すとしたらいつごろか。	市民の皆様の見解は記録し、ホームページ等でお示しする。 お示しできる時期は未定だが、なるべく早くお示ししたい。

No.	質問 意見	内容	市の回答
5-17	意見	建替えありきで進めようとしている。今後の耐震性の調査・検証を待たずに平成29年度の調査結果を前提に説明することは問題。	今回の説明会は、事の発端から議会での議論、市の考えていることについて説明し、ご意見をいただきたと考えて行っている。
5-18	質問	耐震性の調査結果が出る前に市民説明会を行うのは順序が逆。このタイミングで市民説明会を行うのは、耐震性ありという調査結果が出る前に、建替え前提とした地ならしを済ませておきたいからではないか。	今回の説明会は、事の発端から議会での議論、市の考えていることについきちんと情報を伝え、ご意見をいただきたいと考えて行っている。作為的にやっているわけではない。

※ 合計で23件の意見・質問が寄せられた。

6. 今後の進め方について

No.	質問 意見	内容	市の回答
6-1	意見	正確性とスピーディー性をもってやってもらいたい。	
6-2	意見	有利な財源（合併推進事業債）の期限があるかもしれないが、それに合わせるのではなく、じっくり市民の話を聞いて論議をすべき。 ※同趣旨の意見がこの他に1件あり	合併推進事業債という極めて有利な財源が活用できることが、今建替えるという判断の一つの大きな要因であり、できるだけ有利な条件の中で事業を進めたいと考えている。
6-3	意見	耐震性の調査・検証と並行して庁舎整備を検討する必要性は。 ※同趣旨の意見がこの他に4件あり	合併推進事業債には期限があり、建替えになった場合に市として有利な財源を活用するためにも早めの議論をやっておくべきであることと、それと併せて老朽化や水害への対応についても考える必要があることから、並行して検討を進めさせていただきたいと考えている。
6-4	質問	1年で30億円市の負担が増えるという理由で耐震性の調査と並行して庁舎整備を検討するということであるが、どちらにしても、契約時に実際の契約額は30億円ぐらい下がるのでは。	入札で下がる額に加えて国からの財源措置で負担を軽減でき、それを市としては活用したいと考えている。
6-5	質問	建替えについて反対が多かったら建替えないのか。	反対が多い、少ないではなく、耐震性能調査で現行の耐震基準を満たさないということが判明し、耐震改修も実現困難なため、建替えを前提に検討している。
6-6	意見	こういう議論の場合、反対意見は必ずあるものだが、今回の場合は反対意見が多いので、強制的に進めずに考えてもらいたい。	
6-7	質問	市民の意見を軽視するのは問題ではないか。	市民の意見を踏まえ、市議会にも報告し、議論が深まっていくと考えている。
6-8	意見	若い世代に巨額の借金を残すような事業をやるのだから、その人たちに対して住民投票を行って、この事業をやることの同意を得るべき。 ※同趣旨の意見がこの他に1件あり	
6-9	意見	建替えありきの説明に聞こえた。 ※同趣旨の意見がこの他に2件あり	
6-10	意見	今建替えなくても、30数年後には建替えないといけない。かかる費用の問題に加え、市民サービス、働き方、熊本市のビジョン等を踏まえて、今建替えた方がいいのか、30数年後に建替えた方がいいのかを判断できる資料を示してほしい。	
6-11	意見	建替えではなく、現庁舎をいかに長く有効的に使えるかということをもう1回議論してもらいたい。	
6-12	意見	前向きに堂々と立派な庁舎をお願いしたい。	
6-13	意見	前震直後から全市民を守るため庁舎で対応していたと思う。そこで本震が起きた。市民のためにやっているのだから、220億も出して設備のみ改修をするより、建替えて万全の体制がとれる拠点をつくって、対応してもらいたいと思う。	
6-14	意見	現地の改修は行わないでほしい（以前、庁舎の改修を経験し、うつ病になった人もいた）。	
6-15	意見	災害があった熊本市として、全国のモデルとなるような庁舎の考え方を示した方がいい。（財源確保の工夫やICTの活用なども含めて。）	

No.	質問 意見	内容	市の回答
6-16	質問	最後は議会で方向性を決定するのか。	現在、市議会で特別委員会が設置されそこで議論がされている。また、来年度基本計画策定を進めていきたいということで関連の予算を議会に上程している。本議会で可決されれば、来年度基本計画策定を進めていくということになると考える。
6-17	意見	市民が納得するデータを示して、一番いい方向に行ってもらいたい。	
6-18	質問	どうして今後発生する地震を熊本地震と同等以上と考えたのか。	最近の発表で地震切迫度というのが公表になった。それによると日奈久断層は阪神淡路大震災が発生する直前の8%を超え、特に切迫度が高いとされている。
6-19	意見	財政的なことを考えると、建物の寿命を延ばすことも考えてもいいのではないか。	
6-20	質問	設備の劣化など切り離して、耐震性の問題を検討する必要があるのではないか。	そもそも、長寿命化手法の検討を行うことが目的であったが、熊本地震を経験し、本庁舎の耐震性があるか確認もするべきと判断し調査を実施した。

※ 合計で28件の意見・質問が寄せられた。

7. その他

No.	質問 意見	内容	市の回答
7-1	質問	特別委員会の日程はどのようにしてわかるのか。市政だよりに載るのか。	市議会のホームページに掲載されるので確認していただきたい。
7-2	質問	特別委員会のメンバーは。	全て市議会の議員がメンバーである。
7-3	意見	この前特別委員会を傍聴したが、委員10名のうち発言したのは5名。発言をしなかった委員にはもっと関心を持って勉強してほしい。	
7-4	意見	本庁舎の建て替えは反対。市民の生活・命が一番大切。 国保料を下げることや、地震により生活がままならない人市営住宅の住人等の生活に関することなどの市民生活に関わることを優先すべき。 ※同趣旨の意見がこの他に5件あり	熊本地震からの復旧・復興は最優先に行うべきものであると考えている。 また、健康を促進することにより、病院にかかるのを未然に防げるよう、健康アプリの導入・運用等に取り組んでいるところ。
7-5	意見	国保料は政令市で一番高い。市民生活に直結したところに税金を使ってほしい。 国保料を下げることにについて、市長や市議会や当局は全面的な努力をするべきだと思う。要望する。 ※同趣旨の意見がこの他に2件あり	要望としてきちんと残す。
7-6	意見	本庁舎は地震で構造的な被害がなかったのに建て替えると言っているが、地震で住む家もなく、保証人がいないため住宅に入れられないという方もたくさんいる。なぜ市営住宅をたくさん作ってくれないのか。市民のために税金をつかってほしい。順番が違う。	
7-7	意見	もっと市民に寄り添った市政をしてほしい。	
7-8	意見	市庁舎は市長のものではなく市民のものだ。建替えを撤回してほしい。	
7-9	意見	市役所職員の中にも建替えに賛成の人ばかりではないと思うが、その人たちの声が聞こえてこないのはおかしい。	
7-10	意見	結局このような形で進めていき、大きな建設会社が受注し莫大な利益を上げる。この事業は、今の日本の縮図の様だ。	
7-11	意見	建替える場合、大手ゼネコンの建設になるなら反対。	
7-12	意見	市民病院は耐震性がなかったのに財政上の問題で再建を凍結したにもかかわらず、この市役所庁舎や市電延伸、熊本城ホール等には莫大な資金を投じる理由が分からない。 ※同趣旨の意見がこの他に1件あり	
7-13	意見	議論が先走っているように見える。	
7-14	意見	熊本城のエレベーター設置には反対。	
7-15	質問	第7次総合計画の説明会があったが、その時の出席者数は何名か。	少なかったと聞いている。市民説明会は一人でも多く参加いただきたいと考えており、周知方法、開催方法などについても再度検討していきたい。
7-16	意見	市役所の1、2階についてたてを立てて市民から見えなくして業務を行っている。撤去して見えるようにできないか。堂々と業務を行ってほしい。	

※ 合計で24件の意見・質問が寄せられた。